

○裾野市広告掲載要綱

平成20年5月30日

告示第68号

(目的)

第1条 この要綱は、裾野市(以下「市」という。)の広報印刷物等を広告媒体として活用することに関し必要な事項を定め、民間企業等との連携により新たに財源を確保し、又は経費を縮減することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において、広告媒体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市が作成する広報印刷物
- (3) 市のウェブページ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は社会問題についての主義主張に係るもの
- (4) 個人又は法人の名刺広告
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として不適当であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の順位)

第4条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先するものとし、その順位は、次のとおりとする。ただし、広告媒体への広告掲載業務を委託する場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所を有する事業者
- (2) その他のもの

2 前項の順位において、掲載の希望が同一順位内で競合するときは、掲載希望日数の多い

ものを優先するものとする。

(委員会の設置)

第5条 広告掲載に関する事項について審査を行うため、裾野市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、市長戦略部長を、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、戦略推進課長、財政課長、総務課長、総合福祉課長、産業観光スポーツ課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、広告掲載に関して委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 4 委員会の庶務は、市長戦略部情報発信課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第47号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第143号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年告示第52号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第69号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第66号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第59号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第27号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第70号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。